

東大阪市景観条例の一部を改正する条例

東大阪市景観条例（平成 2 6 年東大阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項及び第 2 項中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」
に改める。

第 2 0 条及び第 2 4 条中「同条第 7 項各号」を「同条第 8 項各号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の
施行の日から施行する。